

○8番（河内優子）（登壇） 皆様

こんにちは。

公明党議員団の河内優子でございます。

古川市長、市長御就任おめでとうございます。新しい新居浜市に向けて、力強いかじ取りに大きな期待をしています。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

初めに、子育て支援について質問させていただきます。

古川市長におかれましては、四国で一番の子育て支援を訴えてこられました。今議会においても、同様の質問がございましたが、改めて四国で一番の子育て支援に向けて、お考えや決意をお聞かせください。

次に、具体的な項目についてお伺いします。

まず、子ども・子育て支援事業計画についてです。

昨年4月にこども家庭庁が発足し、今後中心となって推進していく少子化対策の方向性を示したこども未来戦略に基づき、2024年から3年間で集中的に取り組む加速化プランが決定しました。これは、公明党の子育て応援トータルプランがベースになっています。また、令和5年4月に施行されたこども基本法において、国が定めるこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めることが努力義務とされました。こども大綱が、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策の推進に関する大綱を一元化したものとなりました。そのため、こども計画につきましても、子供施策に関する事項を一体として策定する必要があると考えます。

新居浜市では、現在、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、就学前及び小学生のお子さんがある世帯の方を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施されてきました。この調査により、どのようなニーズがあり、新居浜市の子育て施策の強みと弱み、その対策についてお伺いいたします。

また、計画を策定するに当たり、目指す方向性についてもお考えをお伺いいたします。

次に、命名書の発行についてお伺いします。

お子様の誕生は、御家族にとって最大の幸せであり、かけがえのない記念日となります。この記念すべきお子様の誕生を祝福する方法の一つとして、命名書を発行している自治体がございます。命名書とは、A4ほどの大きさの用紙に、赤ちゃんの名前と生年月日を記載した用紙のことです。出生届を自治体に提出するときに、希望すれば交付されるようです。出生届を受理する新居浜市にとっても、未来を担っていただける新市民の誕生は、大変うれしいことです。お子様の誕生を一緒にお祝いすることにつながり、出生の思い出となると思います。祝福の思いを形として、新居浜市オリジナルの命名書発行についてお考えをお伺いいたします。

次に、出産・子育て応援給付金に

ついてお伺いします。

子育て応援給付金は、2023年1月からスタートし、子育て家庭から大きな喜びの声が届いております。事業開始までの限られた時間での準備のため、物価高騰への影響も考慮し、迅速性を優先し、新居浜市を含め、多くの自治体が現金給付としています。現金給付は、子育て家庭のニーズに合った支援となっていると考えられますが、厚生労働省は、現金給付はオプションとして排除されないが、いずれはクーポン、広域連携など、効率的な給付方法について検討いただきたいと示されてきました。この事業は、必要な出産育児関連用品を手にしやすだけでなく、支援サービスの利用にもつなげることが大きな目的です。新居浜市で様々なサービスが享受できるような仕組みづくりが必要と考えます。他市では、出産・子育て応援カタログギフトや地域通貨などの給付方法にして市内経済に好影響を与えているとお聞きしました。出産・子育て応援給付金事業の意義を踏まえ、現金給付から新居浜市の地域通貨であるあかがねポイントに活用することで、市内経済の活性化の効果が期待できます。

そこで、提案ですが、この給付金をあかがねポイントと現金給付が選択できるようにしてみたいはいかがでしょうか。そして、新居浜市で様々なサービスが享受できるよう、さらなる仕組みが必要と考えますが、取組についてお伺いいたします。

また、出産・子育て応援給付金の名称についても、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称の検討を促しています。新居浜市にとって、愛着を持ってもらえる名称への検討をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、誰でも通園制度についてお伺いします。

全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充で、切れ目なく全ての子育て世帯を支援するために、こども誰でも通園制度の創設がございます。ゼロ歳児から2歳児の約6割を占める未就園児を含み、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えています。保育所は、共働き家庭であることが入所要件となっており、原則専業主婦家庭は利用できません。しかし、育児で夫や親族の協力が得られずに、母親が孤立してしまう孤育てが深刻な社会問題となっています。母親の鬱病発症や子供への虐待につながる場合もございます。

そこで、全ての子供の育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず、柔軟に保育所を利用できるこども誰でも通園制度が創設されます。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図り、2026年度から全国の自治体において実施できるよう、進めていく予定です。

そこで、本市としてこども誰でも通園制度に今後どのように取り組まれていくのか、お伺いします。

また、課題と対策についてもお伺いいたします。

次に、ギャンブル依存症と児童手当についてお伺いします。

児童手当は、本年10月分から所得制限が撤廃され、支給額の大幅な増加、支給対象を高校生年代までに拡大されるなど、制度改革が実施されています。子育て世代にとっては、大変ありがたい制度になりました。しかし、その児童手当について、市民の方から、夫がギャンブルにのめり込み、児童手当もギャンブルにつき込んでしまい、大変困っている。病院に行くよう話をするが、本人に自覚がないため、話し合いにならない。増額になることはうれしいが、子供のために使うことができないとお困りの声を聞かせていただきました。児童手当の受け取り口座は、基本的に世帯主になります。しかし、その世帯主が、ギャンブル依存症など何らかの要因により児童手当が本来の目的である子供のために使われず、ギャンブルや借金の返済などの別の用途に使われるという問題が発生しています。国では、2019年4月に、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されました。基本法では、都道府県に対して、地域の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。市町村においては、計画策定の努力義務は求められていませんが、幾つかの取組は講じなければならないとされております。児童手当の受給に関しては、昨年5月にこども家庭庁から、受給者が自らの収入や児童手当を専らギャンブル等の児童の生計とは無関係なものに充て、家計や児童養育について省みないような場合には、児童手当Q&A集で示した取扱いを参考にすることとの事務連絡がありました。そして、この事務連絡等を受けて、他市では、ギャンブル依存症の夫が、児童手当を使い込んでしまう場合、実質的に養育している保護者等に受給者を変更できる方針を明確にし、市のホームページで公表しています。その後、幾つかの自治体でも、市ホームページでこの10月の制度改革によって新たに作成されるパンフレットにも記載して周知していく方針が出されて、既に実施している自治体もあります。

そこで、1点目に、新居浜市において、このような取組が必要と考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。

ギャンブル依存症は、本人に自覚がないため、医療機関につなぐことができず、御家族の苦労は積もるばかりです。スマホを使えば、24時間いつでも簡単にオンラインギャンブルを興じることができ、ギャンブル利用者の低年齢化も懸念されます。

2点目に、新居浜市は、ギャンブル依存症に関してどのように対応されていますか、お伺いいたします。

社会人になって、職場の上司、先輩、同僚に誘われたことが、ギャンブルを始めたきっかけになったとのお話を伺ったこともあります。

3点目に、ギャンブル依存症に対

する社会の健全化、普及啓発を推進する上で、企業内でのセミナーや成人式でのギャンブル依存に対するパンフレットの配布、小中高生に向けてさらなる予防教育の充実が必要と考えますが、新居浜市のお考えをお伺いいたします。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

今年元日の能登半島地震に続き、9月20日からの記録的豪雨が、復興半ばの能登半島を襲い、複合災害で被害が拡大しました。亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表し、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

能登半島地震では、多くの集落が孤立し、ライフラインが寸断され、住民の方は水や電気がなく、携帯電話もつながらない不安な日々を過ごしたと新聞報道にて掲載されていました。

この教訓を生かして、孤立集落のリスクを減らすため、孤立のおそれがある集落の事前把握と備蓄の必要性が指摘されています。能登半島の各集落は、海や崖に囲まれて、孤立しやすい地形でありました。

そこで、新居浜市において、大きな災害が発生した場合、孤立するリスクのある集落は、何か所と想定されていますか。

また、孤立集落に対してどのように対応されるのか、本市の御所見をお伺いいたします。

輪島市では、孤立状態の集落に物資を届けるドローンの試験飛行が行われ、災害時のドローンの活用について調査したようです。

新居浜市の災害時のドローン活用や計画についてのお考えをお伺いいたします。

次に、感震ブレーカーについてお伺いします。

輪島市で発生した火災は、朝市通り南側の店舗付近が火元とされ、断水の影響で消火が難航し、約240棟が被害を受けました。総務省消防庁の調査では、この火災の原因として、地震後の停電復旧時に発生した通電火災の可能性が指摘されています。輪島市大規模火災を踏まえた消防火災対策のあり方に関する検討会報告書では、今後の対応策の中に、地元消防本部等の体制強化について、震災時の木造密集地域の活動や津波時の浸水想定地域での活動を勘案した計画書の策定が上げられています。

新居浜市では、木造密集市街地や津波想定区域の火災延焼危険性が高い地域は何か所と想定されていますか。

また、どのような計画策定が進められているのか、お伺いいたします。

この報告書では、消防庁次長通知にて、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を積極的に推進することが記載されています。この取組の実効性を高めるために、木造密集市街地や津波浸水想定区域の火災延焼危険性が高い地域にて、感震ブレーカーの普及に向けた計画や普及率の目標値、設置の支援について通知がございました。

た。

新居浜市は、大規模災害時、地震火災死亡リスクは、愛媛県下の20市町で第1位というデータもございます。今年8月に日向灘を震源とする地震により、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことは強く記憶に残っております。このことから、地震による通電火災の危険性も、これまでより高まっていると思います。新居浜市は、防災センターに感震ブレーカーを常時展示されており、普及啓発に取り組んでいただいておりますが、まだまだ市民の皆様には、周知普及されていないと思います。

そこで、感震ブレーカーの普及に向けた計画や普及率の目標値、設置支援について本市の取組を含め御所見をお伺いいたします。

厳しい財政状況ではございますが、市民の皆様のお命を守るため、高齢者世帯の方や低所得者の世帯に向けて、感震ブレーカー購入の一部補助についてお考えをお伺いいたします。

次に、災害時協力井戸登録制度についてお伺いいたします。

国土交通省では、災害発生時の井戸活用を促進するため、整備に関する留意点や先進事例を盛り込んだ自治体向けの指針を年度内に策定する予定があると伺っています。能登半島地震では、水源確保の代替手段として、井戸が有効に活用されており、防災力向上の一環として、普及を目指しているようです。指針には、設置場所の選定方法や整備手法、利用時のルール、既存の井戸を活用する際の水質検査や所有者との事前調整等を盛り込むようです。具体的に井戸を活用している自治体の中に宇和島市があります。宇和島市では、個人や事業者が所有する井戸を災害応急用井戸として登録し、近隣の方に生活用水が提供できるよう取組が進んでいます。現在631件の井戸が登録されて、市のホームページに掲載されております。また、災害時に井戸の提供者とその井戸を利用する人々が気持ちよく利用できるよう、災害応急用井戸の手引やルールを作成しております。災害応急用井戸の家が分かるよう、提供者のお宅には災害応急用井戸の家というシールが貼られており、自治会長には、自治会内の災害応急用井戸の地図が配られているようです。

そこで、災害時協力井戸登録制度に関する新居浜市のお考えをお伺いいたします。

次に、災害ケースマネジメントについてお伺いいたします。

国は、被災者一人一人に寄り添い、個別の状況に応じて支援をする災害ケースマネジメントを実施する方針を示しています。住宅被害を受けた方には、被災者生活再建支援制度や事業の再生であれば資金繰り支援があります。しかしながら、複合的な困難を抱える方や医療や介護等が必要な方には、これらの支援だけでは生活再建にはつながらないケースもございます。災害ケースマネジメントとは、それぞれの被災者に寄り添い、様々な制度を組み合わせたオーダーメイド型の支援となります。

す。東日本大震災の際、仙台市が取組を始めました。被災者世帯一件一件聞き取り調査を実施し、データベースを構築し、生活再建を進めた結果、他の自治体の仮設住宅を撤去する期間が約8年かかったところ、仙台市では5年で全世帯の撤去ができたなどの効果があったようです。

石川県は、1月19日から同意を得て県の公式LINEに登録すると、災害ケースマネジメントにまでつながる仕組みを構築とホームページに掲載されていました。

そこで、国が掲げる災害ケースマネジメントについて、新居浜市ではどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

災害ケースマネジメントの考え方に基づく取組について、平時からの関係機関との連携体制構築に取り組む必要があると思いますが、今後のお考えをお伺いいたします。

次に、停電時の対応についてお伺いいたします。

11月9日20時20分頃、四国の広い範囲で最大36万戸を超える大規模な停電が発生したニュースは、記憶に新しいところでございます。また、今年8月25日、新居浜市と四国中央市では、局所的に激しい豪雨により、最大で約4,800戸が停電しました。午後5時あたりから約180戸で停電が起こり、早期に停電が解消されたところはありませんでしたが、長い時間停電したところでは、翌朝午前中まで停電が続いたそうです。停電のため、水道やエアコンが止まり、この夏の猛暑の折、御自宅が蒸し風呂状態になり、熱中症の危険がある中、ろうそくの明かりを頼りに一夜を過ごした方や冷蔵庫の食材が全部駄目になり廃棄する方等、停電時の対応を考える機会となりました。停電が起きた際には、高齢者の方より、この停電は新居浜市全域なのか、いつ復旧するのかと心配する電話をいただきました。停電により混乱し、不安が高まる可能性が高く、正しい情報発信が必要と思います。

四国電力送配電株式会社では、四国の停電に関する情報発信をLINEアプリにて発信しています。停電が発生した、復旧した、地域登録等を行えば、アプリから情報が発信されます。今治市では、停電情報プッシュ型配信サービスとして、防災危機管理課のホームページに四国電力送配電株式会社の公式LINEアカウントが掲載されています。このような情報発信は、市民の方に大変有益な情報であり、不安を軽減するものと考えます。

新居浜市もこのような情報発信の必要があると考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、落雷対策についてお伺いします。

近年は、地球温暖化の影響を受け、ゲリラ豪雨の増加とともに雷被害も増加しています。雷の増加は、日本の平均気温の上昇が大きく影響し、気温が上昇すると、発達した積乱雲が生じやすくなるため、落雷が増えるようです。

今年4月、宮崎市サッカーグラウンドに雷が落ち、遠征中だった熊本

県立鹿本高校の部員18人が病院に搬送され、1人が意識不明の重体となった事故が起きました。被害に遭われた生徒の方々、学校関係者、御家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

落雷事故を受け、熊本県では、学識経験者や医師、学校での事故対応の専門家など、外部の有識者でつくる調査委員会を設置し、落雷事故の原因を調査し、再発防止に努めるようです。子供たちの命に関わる可能性が高い重大な事故として対策を講じる必要があると思います。

そこで、公立小中学校の屋外での教育活動に、落雷事故防止に対してどのように対応されているのか、お伺いいたします。

気象庁では、雷ナウキャスト等のアプリによって情報を発信しています。この雷ナウキャストを部活動主催者及び関係者が情報共有し、雷を含めて安全対策を徹底して取り組んでいく必要があると考えます。このアプリの活用についてお考えをお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

新居浜市では、教職員、不登校等対策教員の方、ハートなんでも相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の皆さんの心に寄り添った手厚い支援を行っていただいております。また、スクールソーシャルワーカー6名の配置には、高い評価をいただいていると認識しています。不登校児童生徒数は増加し、令和5年には347人と平成30年から比較すると2倍に増加しております。特に、低学年児童の増加が懸念される所です。共働き世帯が増加する中、低学年の児童は、教育支援センターへ自力で通うことが不可能です。保護者の送迎が必要となる点から、学校や地域での受皿を充実させることが必要と考えます。コミュニティ・スクールの機能を生かして、公民館等に不登校傾向の子供たちを受け入れる部屋と人員を確保することで、教員や地域の方の声かけが期待でき、不登校児童生徒も幅広い年齢の方との触れ合いを通して自己が確立できるのではないかと考えます。地域の方が、空いている時間を利用して、地域の子供たちをみんなで育てる意識が醸成されると思います。

そこで、公民館等を活用した不登校児童生徒の居場所づくりについてお考えをお伺いいたします。

次に、不登校の予防策として、睡眠教育の導入についてお伺いします。

スマホやゲーム、学習塾などで就寝時間が遅くなり、原因不明の体調不良や無気力による不登校になる生徒が多いようです。熊本大学の三池名誉教授は、不登校の多い学校と少ない学校の違いは、睡眠時間の差が考えられると分析し、睡眠不足が続くと体内時間が乱れ、自律神経や脳機能の低下、無気力などが生じる。その結果、本来の力を発揮できず、自信喪失や人間関係の悪化など、睡眠不足が不登校に陥る原因を招くことを学び、生活を見直す睡眠教育を

推進することを推奨しております。他市では、睡眠の重要性を学ぶ授業や面談などを通して子供の生活習慣の改善を図る睡眠教育を実施し、不登校の改善が図られたようです。教育と医療の連携、教医連携を軸として、幼稚園等では眠育絵本の読み聞かせ、小中学校では睡眠朝食調査やみんないく授業、みんないく面談などを実施しているようです。

そこで、新居浜市の睡眠教育の取組状況と睡眠教育の導入についてお考えをお伺いいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 河内議員さんの御質問にお答えいたします。

子育て支援についてのうち、四国で一番の子育て支援についてでございます。

四国で一番とは、新居浜に暮らす市民が、実感として自分たちの町に優しさがあり、たくさんのぬくもりを感じられること、それが四国で一番だと言えることだと考えます。

子育て支援とは、子供や子供を現在育てている方たちだけが恩恵を享受することではなく、時代のニーズに合った利用しやすい施設を考えていくこと、道路などのインフラを整えること、町全体に活気がみなぎるようなまちづくりをすること、これらはいずれも子供が真ん中の社会をつくるために必要であると同時に、どの世代の人たちにとっても大切な取組です。

また、オンライン窓口やスマートフォンなどのデジタルツールの活用などにより、実現できるものもあるのではないかと考えております。

今後におきましては、愛媛県の人口減少対策交付金をはじめとする子育て関連の補助金などを積極的に活用し、笑顔あふれる人に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、誰でも通園制度についてでございます。

子育て世帯のライフスタイルや働き方が多様化する中、未就園児のいる家庭が抱える様々な悩みやニーズに対応していくため、本市におきましても、令和8年度からの制度の本格実施を見据え、試行的事業の実施を含めた制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、課題と対策についてでございます。

本制度の導入に向けましては、需要見込みに応じた受皿の確保、特に保育士をいかに確保していくのが課題であると考えております。また、他の類似サービスとのすみ分けについても検討する必要がありますことから、関係機関との調整や事業所等の理解を得ながら、ソフト面、ハード面双方の必要量を確保するなど、事業所、利用者、本市が混乱なく円滑に運用できるよう、本格導入に向けた体制整備に努めてまいります。

次に、防災・減災対策についてのうち、孤立集落についてでございます。

愛媛県が平成25年に公表した愛媛県地震被害想定調査では、本市の孤

孤立集落は4か所想定されており、孤立集落の住民に対しましては、自衛隊や消防などのヘリコプターを活用して救援物資の搬送や救助活動などを行うこととしております。

次に、災害時のドローン活用や計画についてでございます。

本市では、消防本部に2機、消防団に1機のドローンを配備しているほか、株式会社セキド及び株式会社サイゼン愛媛支社の2社とドローンに関する協定を締結しており、災害時の孤立集落に対し、救援物資等の運搬や上空からの静止画、動画の撮影について御協力いただくこととなっております。

孤立集落が発生した際には、移動や流通が困難になるほか、断水や停電、長期化による精神的な負担などへの様々な対応が求められますことから、平時より関係機関と連携強化を図るとともに、孤立集落を想定した実効性のある訓練等を行ってまいります。

次に、災害ケースマネジメントについてでございます。

大規模災害発生後、誰も取り残すことなく、早期に被害者の生活再建を図るためには、災害ケースマネジメントの実施が非常に重要であると考えております。

災害ケースマネジメントについての本市独自の明確な取組はございませんが、本年、災害対策本部の各対策班の地震対応についての活動内容を再確認し、改めて職員間で情報共有を図ったところでございます。

また、愛媛県では、災害発生時の要配慮者の災害関連死を防ぎ、生活再建を支援することを目的として、平成30年度から愛媛県災害時要配慮者支援チームを派遣する体制を整えております。

今後におきましては、応急住宅の提供、融資や職業のあっせん等生活の早期再建に向けた官民挙げての取組ができるよう、庁内部局の連携を再確認するとともに、民間組織や団体との協定締結など、広範囲にわたる連携体制を構築し、被災者一人一人に寄り添い、切れ目のない支援ができるよう進めてまいります。

以上、申し上げましたが、他の点につきましては関係理事者からお答えさせていただきます。

○議長（小野辰夫） 高橋教育長。

○教育長（高橋良光）（登壇） 河内議員さんの御質問にお答えいたします。

落雷対策についてでございます。

まず、小中学校の屋外における教育活動中の落雷事故防止の対応についてでございます。

屋外での教育活動中に黒い雲が近づいてきたり、雷の音が聞こえたりした場合などは、速やかに屋外活動を中止し、児童生徒を屋内へ避難させるほか、樹木等から離れるなどの対応を取っております。

次に、雷ナウキャストの活用についてでございます。

気象庁の情報発信アプリ雷ナウキャストは、雷の激しさや雷が発生する可能性を1キロメートル格子単位で解析し、1時間後までを予測できる有効なアプリであると認識してお

ります。

現在、部活動を行う際は、様々な自然現象から生徒を守るために、熱中症対策として暑さ指数WBGTを計測するセンサーや雷チェッカーなどを活用しておりますが、雷ナウキャストも含め、各種サイトからも適切な気象情報の収集に努め、生徒を自然災害から守り、部活動の安全対策に取り組むよう、主催者及び指導者に徹底を図ってまいります。

次に、教育行政についてお答えいたします。

まず、不登校支援についてでございます。

本市では、市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールを導入しており、学校と家庭と地域が一体となり、学校や地域を取り巻く課題解決のため、それぞれの校区において特色のある取組を行っております。

公民館等を活用した不登校児童生徒の居場所づくりにつきましては、不登校の子供たちも利用できるよう、公民館の一室を平日と土曜日の昼間に開放している校区もあり、子供たちが安心して自分の時間を過ごし、リフレッシュできる場所となっております。

また、不登校対策として、スクノマの会では、学習に不安のある児童生徒への学習支援や体験活動を通じて、児童生徒の自立をサポートいただいております。

今後におきましても、市内全校区の学校運営協議会関係者で組織し、年2回開催するコミュニティ・スクール推進協議会において、各校区の特色ある取組の情報共有を図り、あすなろ教室とも連携しながら、不登校対策や子供の居場所づくりに関する取組が各校区へと広がっていくよう、働きかけてまいります。

次に、睡眠教育についてでございます。

睡眠教育に関する本市の取組といたしましては、庁内関係課が連携して設置いたしております健康づくり推進本部の活動の中で、睡眠不足は、日中の眠気や疲労に加え、心身の不調や学業の低下等多岐にわたり影響を及ぼすことを念頭に、睡眠習慣の改善指導に取り組んでおります。

去る11月15日には、愛媛大学大学院医学系研究科の河邊准教授を迎え、子供の眠りとデジタルメディアの関係と題し、眠育を含めたゲーム・スマホ世代の子供との向き合い方について講演をいただいたところです。

小中学生にとって、睡眠は心身の健康のために大変重要であり、睡眠時間の確保や生活リズムを整えることは、集中力の維持や情緒の安定、また不登校の未然防止にもつながると考えられます。

学校では、健康教育の中で眠育に積極的に取り組んでおりますが、家庭での教育、指導が非常に大きな役割を果たしますことから、今後におきましても、保護者の方に対して啓発を行うことで、子供たちの健康教育としての眠育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野辰夫） 久枝福祉部

長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）

子育て支援についてのうち、ギャンブル依存症と児童手当についてお答えいたします。

まず、本市のギャンブル依存症に関する対応についてでございます。

本市では、ギャンブル等の依存症も含め、心の悩みや不安を抱えている人を対象に、保健師や専門家による健康や心の相談を実施し、必要に応じて医療機関を紹介するなどの支援を行っております。特に、依存症や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題がある場合は、より専門的な支援を要するため、愛媛県心と体の健康センターの紹介や保健師等による継続的な相談支援を行っております。

次に、企業内でのセミナーや成人式でのギャンブル依存に対するパンフレットの配布、小中高校生に向けての予防教育の充実についてでございます。

本市では、気づいてくださいこころのSOSと題し、企業職員のメンタルヘルス等に関する出前講座を実施いたしております。また、市内の小学校では、家庭科の消費生活の授業で、物や金銭の大切さと計画的な使い方について、中学校では、金銭の管理と購入に関することや自立した消費者としての責任ある消費行動について学んでいるほか、中学1年生を対象にこころのサポートブックを、高校3年生を対象に独り立ちサポートブックを配布し、高額課金等のインターネットトラブルやSNSの不適切な利用、ゲーム依存による健康への悪影響等を掲載し、対策や相談窓口の周知啓発を行っております。

今後あらゆる機会を通じ、ギャンブル依存症等の予防について啓発を図ってまいります。

○議長（小野辰夫） 後田消防長。

○消防長（後田武）（登壇） 防災・減災対策についてのうち、感震ブレイカーについてお答えいたします。

まず、木造密集市街地や津波想定区域の火災延焼危険性が高い地域は、何か所想定されているかにつきましては、市内の木造密集地区は、延焼拡大する危険性が高い11か所を指定しております。

また、津波想定区域の計画につきましては、策定に至っておりませんが、現在、総務省消防庁において、津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会を開催し、検討が進められているところでございます。今後は、その結果を踏まえた国の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、計画書策定につきましては、木造密集地区を対象として、出動車両の選定、利用可能な水利、火災防ぎよ戦術、消防団との連携等について計画するとともに、定期的に現地調査を行い、それぞれの特性を考慮した警防体制の充実、強化を図っております。

○議長（小野辰夫） 小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）

(登壇) 防災・減災対策についてのうち、感震ブレーカーについてお答えをいたします。

まず、感震ブレーカーの普及につきましては、新居浜市地域防災計画において、火災予防運動等のあらゆる機会を捉えて普及啓発を行うこととしております。

また、消防庁から令和6年度中に感震ブレーカーの取組を推進するためのモデル計画が通知されることとなっておりますことから、国の計画に基づき、今後本市の計画策定を進めてまいります。

普及率の目標値につきましては、国が平成27年に延焼のおそれのある密集市街地における普及率25%を目指すこととしておりますが、令和4年9月時点で全国の設定率が5.2%となっており、本市も含め、普及は進んでいないものと考えております。

現在、普及啓発の取組として、防災センターに実物を展示し、震災時の出火防止の有効な対策の一つであること等を来館者等に周知しておりますが、今後はチラシなどを活用して、さらなる周知を図ってまいります。

次に、感震ブレーカーの設置に対する一部補助につきましては、一部の自治体が補助制度を導入しておりますが、高齢者世帯や低所得世帯に限らず、通電火災による延焼の防止には、木造住宅密集地などにおける面的な設置が効果的であるとともに、夜間に地震が発生した際には、避難のために照明の確保が必要などのデメリットもございます。このため、現在は導入の予定はございませんが、他市の状況や今年の能登半島地震での通電火災の状況を受けての国の動向等も注視しつつ、調査を進めてまいります。

なお、通電火災の発生を防止することは重要でありますことから、地震発生後、避難所等へ避難する際にはブレーカーを落として避難することを引き続き周知してまいります。

次に、災害時協力井戸登録制度についてでございます。

災害時に飲料用以外の洗濯やトイレ等に使用する生活用水として、個人や事業者の井戸を活用することは有効な手段であると認識をしております。

登録制度におきましては、井戸所有者からの同意を得ることが必要でありますことから、まずは災害時に断水が起きた場合には、住民の方々に井戸を開放し、生活用水の提供に協力していただくことができるよう、呼びかけを行ってまいります。

次に、停電時の対応についてでございます。

近年、気候変動や異常気象により停電の発生する頻度が多くなっております。停電は、自然災害と同様に、いつ発生し、いつ復旧するのかわかりません。先行きの見えない停電は、生活に支障を来すのみならず、誰も不安に感じるものであります。

河内議員さん御案内の四国電力送配電株式会社のLINE公式アカウントにつきましては、停電に関する

情報について市民の皆さんが正しい情報を確認することができるものと考えられますことから、本市のホームページにも掲載し、広く普及を進めてまいります。

○議長（小野辰夫） 沢田福祉部こども局長。

○福祉部こども局長（沢田友子）

（登壇） 子育て支援についてお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

ニーズ調査につきましては、市内の未就学児の保護者1,500人、小学生の保護者500人の計2,000人を無作為に抽出し、令和6年7月に実施いたしました。そのうち、未就学児の保護者738人、小学生の保護者233人からの回答がございました。

どのようなニーズがあったかにつきましては、子供の遊び場、特に雨の日に過ごせる場所についてのニーズが高く、制度や各種手当、子育てに関する情報を知りたいという回答も多くありました。

次に、本市の子育て施策の強みといたしましては、県内でも早い段階で高校生の医療の無償化を実施するなど、医療にかかりやすく、安心して子育てできることであると考えております。

一方、弱みといたしましては、ニーズ調査において地域子育て支援拠点等の子育て支援施設の利用希望が、実際の利用者に比べて低くなっており、子育て施設で実施している内容等の情報が、市民の皆様十分に届いていないことがうかがえます。また、地域との交流がない保護者は、子育てに不安を覚える割合が多いとの結果でございました。

これらの課題の対策として、こども家庭センターや地域子育て支援拠点施設等の充実を図り、情報発信の取組強化だけでなく、地域で孤立する家庭が気軽に悩みを共有できる環境の整備に取り組む必要があると考えております。

また、次期計画の目指す方向性についてでございますが、第2期計画の点検、評価結果やニーズ調査から課題が確認できたことから、本計画の基本理念であります子どもがまんやかな家庭と地域を笑顔でつなぎみんなが育つあかがねのまちの施策を継承し、近年の法改正やこども未来戦略などで示された事業など、新規施策の掲載を検討し、より一層の子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、命名書の発行についてでございます。

出生届を提出された御家族に対し、本市からの祝福と思い出を形に残していただく趣旨として、新居浜らしさを表現した命名書の発行について、導入市町の事例等を参考にしながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、出産・子育て応援給付金についてでございます。

あかがねポイントと現金給付の選択制についてでございますが、昨年愛媛県においてカタログギフト方式での広域連携システムの構築が検討されましたが、現金給付を希望する市町が多く、見送られたという経緯

がございました。

また、妊娠届出時面談と赤ちゃん訪問時に、申請や御案内をしておりますが、現金での給付が大変助かるというお声が多いという現状もございませうことから、本事業においては、現金給付を継続したいと考えております。

一方で、地域通貨を利用することで、地域全体で妊娠や出産、子育てを支えていくという社会機運を高めることにもつながりますことから、今後地域通貨の活用についても選択肢の一つとして考えてまいります。

また、本市で様々なサービスが享受できるようなさらなる仕組みづくりにつきましたは、給付と伴走型相談支援事業を効果的に組み合わせる行うことにより、妊産婦や配偶者の個々の状態に応じた支援サービスの利用の促進や案内のほか、子育て支援につながる地域資源の情報提供などに取り組むことで、妊娠、出産期の心身の負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、新居浜市にとって愛着を持ってもらえる名称の検討については、出産・子育て応援給付金は、子ども・子育て支援法の改正により、令和7年4月から制度化され、妊婦のための支援給付に名称が変更される予定でございませう。妊婦やその配偶者に対し、切れ目のない包括的な相談支援事業と効果的に組み合わせる行うこととされておりますことから、まずはこの事業の浸透を図った上で、親しみがあり、分かりやすい愛称について考えてまいります。

次に、ギャンブル依存症と児童手当についてでございませう。

河内議員さん御指摘のとおり、児童手当の受給者にギャンブル等の依存症があり、受給者が養育要件を満たしていないことが明らかであるときは、受給者が変更できる場合があります。

本市においては、受給者変更に関する個別の相談の中で対応を行ってまいりましたが、今後御家族のギャンブル依存等でお困りの方の目に留まりやすいよう、市のホームページに掲載するなどの周知を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありませうか。河内優子議員。

○8番（河内優子）（登壇） 丁寧な答弁ありがとうございます。

感震ブレーカーについて質問させていただきます。

総務省消防庁から感震ブレーカーの普及に関して言及がございましたが、消防本部として普及に向けたさらなる取組をお伺いします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めませう。後田消防長。

○消防長（後田武）（登壇） 河内議員さんの再質問にお答えいたします。

感震ブレーカーの普及啓発についてでございませう。

大規模地震発生時における火災の発生を抑制するためにも、感震ブレーカーの設置促進は大変重要であると考えませう。

今後におきましては、市政だより

やホームページを活用した広報に加え、SNS等を積極的に活用し、さらなる普及啓発に努めてまいります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。河内優子議員。

○8番（河内優子）（登壇） 不登校支援について、こども家庭庁では、不登校対策の新規事業を今年度計画しているようです。こども局として、不登校支援についてどのような取組が考えられますでしょうか、お願いいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。沢田福祉部こども局長。

○福祉部こども局長（沢田友子）（登壇） 河内議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、こども家庭センターでは、市内の各小中高等学校を定期的に訪問し、不登校を含めた課題を抱えている子供や家庭についての情報共有を行っており、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等と役割を分担し、その家庭とつながり、適切な支援につなげることができるよう取り組んでいるところでございます。

国においては、令和7年度にモデル事業を実施するというふうなことでございますので、このモデル事業における好事例も参考にしてまいりたいと考えております。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。河内優子議員。

○8番（河内優子）（登壇） 丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。